秋田県建設産業活性化センター長表彰要領

（表彰の目的）

第１条　この要領は、建設産業の広報活動に関して優れた取組を行っている団体等や工事及び業務（以下、「工事等」という。）で優れた成績を収めた若手技術者を表彰することにより、秋田県における建設産業の人材確保及び育成を図ることを目的とする。

（表彰の名称）

第２条　表彰の名称は次のとおりとする。

（１）優良建設産業広報表彰、優良建設産業広報チャレンジ表彰

（２）優良若手技術者表彰

（対象者）

第３条　表彰の対象者は、別表第１に定める審査基準をすべて満たす者とし、広報活動における成果、取組の先進性及び工夫等を総合的に考慮して選定する。

（選考委員会）

第４条　選考委員会は、被表彰者を決定するものとする。

２　優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰は、公募を行うこととし、応募があった者の中から、被表彰者を決定するものとする。

３　選考委員会の構成は別表第２のとおりとする。

（被表彰者）

第５条　被表彰者は、優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰においては団体又は企業又は個人、優良若手技術者表彰においては、県内建設企業等に所属する工事等の配置技術者とする。

（事務局）

第６条　事務局は、技術管理課に置く。

（補　則）

第７条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和　８年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、令和　８年１１月　１日から施行する。

別表第１

区　分	審査基準
優良建設産業広報表彰 優良建設産業広報チャレンジ表彰	(1)　関係法令等を遵守していること。
	(2)　県が出資等を行っている企業、又は県が出資等を行っている企業に雇用されていないこと。
優良若手技術者表彰	(1)　当該工事又は業務の成績が優秀であること。
	(2)　当該工事又は業務において労働災害がないこと。
	(3)　関係法令等を遵守していること。
	(4)　県が出資等を行っている企業に雇用されていないこと。
	(5)　県内企業に雇用されていること。
	(6)　若年者であること。

別表第２　秋田県建設産業活性化センター長表彰選考委員会

委員長	・建設政策課担当事務次長
委　員	・建設政策課長 ・技術管理課長 ・マーケティング戦略課長（優良建設産業広報表彰、優良建設産業広報チャレンジ表彰に限る） ・委員長が指名した者
事務局	・技術管理課

秋田県建設産業活性化センター長表彰要領の運用基準

（広報活動の定義）

要領第１条関係

本要領における「広報活動」とは、建設産業のイメージアップ、魅力発信、人材確保及び育成等を目的に、県民、若年層、保護者、教育関係者等に向けて行われる以下の取組等をいう。

① Web サイト、SNS（Instagram、YouTube、X、TikTok 等）を活用した情報発信

② 地域住民や小中高校生等を対象とした現場見学ツアー、出前講座、職業体験等のイベント開催

③ PR 動画、現場広報物（仮囲いアート等）の制作・活用

④ その他、建設産業の社会的価値や魅力を高めるための独自の創意工夫に基づく取組

（表彰の区別）

要領第２条関係

優良建設産業広報表彰は、広報活動において優れた創意工夫により、認知度向上、イメージアップ、人材確保等において著しい成果（フォロワー・閲覧数の大幅蔵、メディア掲載、問い合わせ増等）を挙げた取組とする。

優良建設産業広報チャレンジ表彰は、明確な成果の成否にかかわらず、新たな手法や媒体の活用、ユニークな企画など、果敢な挑戦や独自の創意工夫、積極的な取組姿勢自体に高い評価が認められる取組とする。

（対象者）

要領第３条関係

１　要領の別表第１に定める優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰における審査基準の詳細は次のとおりとする。

審査基準	
(1)	①　企業である場合は、３か月以上の指名停止を、表彰年度の前々年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。 ②　企業である場合は、指名停止、指名差し控え、建設業法に基づく監督処分（一部廃業に伴う許可取消しを除く）を、表彰年度の前年度から当該年度における選考委員会による被表彰者の決定日までの間に受けていないこと。 ③　表彰の趣旨に照らし、表彰することが適当であると認められること。
(2)	①　県が出資その他これに準じる財産を拠出している公益的法人、又は県が人的援助として職員を派遣している公益的法人でないこと、又は雇用されていないこと。
(3)	①　優良建設産業広報表彰 広報活動による具体的な「成果・効果の大きさ」及び「影響力」を重んじて評価を行う。 ②　優良建設産業広報チャレンジ表彰 閲覧数や集客数等の数値的成果や大規模な効果の有無は問わず、「取組の新規性・独自性」、「試行錯誤や挑戦のプロセス」、及び「今後の発展性・波及効果」を重んじて評価を行う。

２　要領の別表第１に定める優良若手技術者表彰における審査基準の詳細は次のとおりとする。

審査基準	
(1)	①　当該工事又は業務の工事成績評定点が８５点以上であること。
(2)	①　当該工事又は業務において、４日以上の休業事故がないこと。 ②　当該工事又は業務において、労働災害に係る文書指導（所轄労働基準監督署からの指導票、是正勧告書、使用停止命令書等）を受けていないこと。
(3)	①　当該工事が原因で、指名停止、指名差し控え、建設業法等に基づく監督処分（一部廃業に伴う許可取消しを除く）を受けていないこと。 ②　表彰の趣旨に照らし、表彰することが適当であると認められること。
(4)	①　県が出資その他これに準じる財産を拠出している公益的法人、又は県が人的援助として職員を派遣している公益的法人に雇用されていないこと。
(5)	①　主たる営業所が県内の企業に雇用されていること。
(6)	①　当該工事の完成届又は業務の完了届提出日において、３０歳未満であること。

（選考委員会）

要領第４条関係

１　選考委員会は、審査基準を満たす被表彰候補者の数が表彰予定枠（定員）を超えた場合、又は選考にあたり審査・評価を要すると委員長が認めた場合に、委員長が招集する。

２　選考委員会は、委員の２分の１以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

３　被表彰者数について、優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰は各１者、優良若手技術者表彰は選考基準を満たす者全てを標準とする。ただし、応募状況や選考結果等に応じ、事務局の判断により表彰の定数を増減することができる。

４　選考委員会は、候補数が表彰予定枠以内であり、委員会の開催を要しないと認められる場合は、事務局による要件確認をもって決定とみなすことができる。

ア　審査

（１）要領第３条関係の１又は２の審査を行う。

イ　評価

（１）評価は、優良建設産業広報表彰及び優良建設産業広報チャレンジ表彰について行う。

（２）評価は、アの審査に適合した者について行う。

（３）評価にあたっては、ヒアリングを実施するものとする。

（４）評価は、別表１の視点で行う。

５　選考委員会は、書面開催又はオンライン開催も可能とする。

（被表彰者）

要領第５条関係

１　優良若手技術者表彰において、共同企業体については、審査基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者を表彰の対象とする。

２　秋田県優良工事表彰、又は秋田県優良業務表彰との重複受賞は可能とする。

３　当該表彰において表彰後、不適当と認められる行為等が判明した場合には、これを取り消すことができるものとする。なお、期間は選考委員会による被表彰者の決定の翌日から翌々年度の末日までとする。

４　選考委員会による被表彰者の決定後の補充は行わないものとする。

附　則

この運用基準は、令和　８年　４月　１日から施行する。

附　則

この運用基準は、令和　８年１１月　１日から施行する。

別表１

視点		採点項目	自己採点	機関採点
マーケティング	【共通項目】ターゲットの具体的な設定	高校生、大学生、保護者といった明確なターゲットがあるか		
		ターゲットの興味など、ペルソナ設定が明確か		
		配信内容はターゲット設定と合致しているか		
		投稿を見たターゲットの次のアクション（サイトやイベントへの誘導など）が明確か		
		ターゲットが接しやすいデザインとなっているか（文字サイズ、文章量、動画の長さなど）		
		ターゲットに対するメディアの選択が適切か（YouTube、TikTok、インスタ、Web サイト、イベントなど）		
	【ﾁｬﾚﾝｼﾞ重視】効果測定と取組への反映	インサイト（閲覧数や反応率）を定期的に確認しているか		
		効果測定の結果を分析し、次の運用や改善に反映しているか		
	【ﾁｬﾚﾝｼﾞ重視】独自性	自社の強みや他社との違い（差別化ポイント）を意識した企画になっているか		
		これまでにない新しい発想や独自の切り口で取組を行っているか		
プロセス	【ﾁｬﾚﾝｼﾞ重視】運用体制	複数名のチーム、もしくは担当者がいつでもまわりに相談できる体制となっているか		
		投稿コンテンツの素材提供について、社内での協力体制ができているか		
		継続的に発信できるよう年間、月間の投稿予定を組んでいるか		
		試行錯誤しながら果敢に新しい運用手法に挑戦しているか		
	【共通項目】コンプライアンス	情報の出典明記や著作権確認のルール・フローがあるか		
		問い合わせや苦情の窓口があるか		
		問い合わせや苦情等に対して適切に対応するための記録簿やマニュアルがあるか		
情報の充実性	【共通項目】仕事の内容	仕事の様子をイメージしやすいか		
		研修の様子など、入職後のステップアップをイメージしやすいか		
		ＩＣＴ、ドローン、建設ディレクター等のＤＸ関連の取組がされていることをイメージしやすいか		
		社会貢献活動など、建設産業の社会的価値をイメージしやすいか		
	【共通項目】会社の内容	会社自体のイメージがしやすいか		
	【共通項目】従業員の声	若手従業員の紹介など、入職後のイメージをわかりやすく伝えているか		
		職業体験制度の様子など、若年層の実際の感覚をわかりやすく伝えているか		
		職員の生の声など、従業員目線での会社全体の雰囲気をわかりやすく伝えているか		
		職員の休日の様子など、公私両方の充実をわかりやすく伝えているか		
【広報表彰で重視】成果・影響力		目的達成に向けた有効な取り組みを行い、成果を上げているか		
		フォロワー数、閲覧数等の定量的数値が増加したか		
		メディア掲載、問い合わせ増、採用応募等の具体的な広報効果が得られたか		

※　県の補助金を活用した広報活動は評価しない。

【応募（部門選択）に関するガイドライン】

応募事業者は、別表１の自己チェック結果および取組の実態に基づき、以下の基準を目安として応募する部門（「広報表彰」または「広報チャレンジ表彰」）を選択してください。

１．「優良建設産業広報表彰」への応募推奨：

項目「成果・影響力」にチェックがつき、閲覧数・フォロワー数の大幅増やメディア露出、採用・認知向上等の明確かつ大きな実績・成果を挙げている場合。

２．「優良建設産業広報チャレンジ表彰」への応募推奨：

数値的な成果や影響力の大小にかかわらず、「プロセス・運用」「独自性」「効果測定・改善」等にチェックが多くつき、新たな広報手法への挑戦、ユニークな工夫、試行錯誤のプロセス自体に強みがある場合。

※　選考委員会において、応募された部門とは異なる部門での受賞がより適当と認められる場合は、審査の上、受賞部門を調整・変更することがあります。